

国立大学法人徳島大学有料広告掲載要領

平成28年10月18日
徳島大学広報戦略室長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）が掲載する広告に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる本学資産のうち広報戦略室長（以下「室長」という。）が指定したものをいう。

ア 本学が作成するパンフレット、リーフレット、広報誌及びポスター等の広報印刷物

イ 本学ホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる本学資産で室長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告媒体の指定)

第3条 広告媒体の指定は、対象となる広告媒体を管理・発行する部局等からの申し出を受けて室長が指定する。

(広告の掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反する恐れのあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義・主張などの意見広告

(6) 個人の氏名広告

(7) 社会的批判を招く恐れのあるもの

(8) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの

(9) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種の広告

(10) たばこの広告や喫煙を促す広告

(11) 賭博、ギャンブルに関する広告

(12) その他掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 第2条第1号アにおける広告掲載にあたっては、日本新聞協会が定めた「新聞広告掲載基準」に準じて取り扱う。

(広告の掲載位置及び規格)

第5条 広告の掲載位置及び規格等については、当該広告媒体ごとに定める。

(広告審査委員会)

第6条 広告の掲載の可否を審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 広報戦略室副室長
- (3) 広報戦略室員の中から室長が必要と認める者

3 前項のほか、委員会について必要な事項は、室長が別に定める。

(掲載料)

第7条 広告の掲載料については、室長が当該広告媒体ごとに定める。ただし、特に必要があると認めるときは、掲載料を免除することができるものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みは、それぞれ別記様式第1号による印刷物広告掲載申込書又は別記様式第2号による広告掲載申込書により、室長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第9条 室長は、掲載申込みのあった広告について、速やかに掲載の可否を決定し、それぞれ別記様式第3号又は別記様式第4号により申込者に通知するものとする。

(版下の提出)

第10条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、別に指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載料の納入)

第12条 広告の掲載料は、室長が指定する期日までに納入するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 室長は、広告掲載上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿が提出されなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料の還付)

第14条 室長は、広告の掲載決定後、広告主の責に帰さない事由により広告を掲載しなかったときは、広告の掲載料を還付することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月18日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年12月27日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

印刷物広告掲載申込書

(和暦) 年 月 日

徳島大学広報戦略室長 殿

申込者 住 所 (所在地)
〒

氏 名 (会社の場合は、名称及び代表者名)

印

電話番号

FAX 番号

E-mail

担当者氏名

徳島大学有料広告掲載要領第8条の規定により、下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

記

1 広告掲載希望印刷物等名称

2 広告掲載希望年度又は回数

A 通 年 希望年度： (和暦) 年度 (回掲載)

B 回数指定 希望回数： 回 (和暦) 年 月号、(和暦) 年 月
号

(和暦) 年 月号、(和暦) 年 月
号

(和暦) 年 月号、(和暦) 年 月
号

(和暦) 年 月号、(和暦) 年 月
号

(和暦) 年 月号、(和暦) 年 月
号

※A、Bのいずれかに○を付けてください。

3 規 格 縦 cm、横 cm

4 印刷物等の発行に要する費用【徳島大学で記入】

作成経費 円 + 頒布費等 円 = 合計額 円

5 広告掲載料【徳島大学で記入】 円

6 広告原稿
別紙のとおり

※ お申し込みには、別紙の「注意事項」をお読みください。

広告掲載申込書

(和暦) 年 月 日

徳島大学広報戦略室長 殿

申込者 住 所 (所在地)
〒

氏 名 (会社の場合は、名称及び代表者名)

印

電話番号

FAX 番号

E-mail

担当者氏名

徳島大学有料広告掲載要領第8条の規定により、下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

記

1. 掲載希望期間	(和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日
2. 広告内容 (記入又は添付)	
3. リンク先 URL (本学ホームページに 掲載する場合)	
4. その他	

(廣 告 主) 様

徳島大学広報戦略室長
徳島大学理事

徳島大学広報誌への広告掲載について

拝啓 平素は本学の教育・研究活動の充実について、ご支援ご協力を賜りありがとうございます。

また、この度は、本学広報誌への広告掲載のお申し込みをいただき、ありがとうございました。

下記のとおり掲載させていただくこととなりましたので、お知らせします。

本件に係る請求書は、後日別便にて送付いたします。請求書がお手元に届きましたら、広告掲載料をお振り込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

- 1 広報誌名
- 2 掲載年度等：(和暦) 年度 (年 回)
- 3 広告の規格：縦 c m、横 c m
- 4 広告の内容：別添広告案 (写) のとおり
- 5 広告掲載料： 円

